

関税の観点に基づく遡及的な移転価格調整の取扱いと留意点

September 2024

In brief

近年、移転価格税制上の独立企業間価格を確保することを目的として、年度末等に遡及的に関連会社間で移転価格調整を行うケースが多く見られます。日本の輸入企業が海外の関連会社に移転価格調整金を支払うほとんどの場合、関税の観点では、当該移転価格調整金は該当年度の税関輸入申告価格を構成する価格とみなされます。

移転価格調整金が、税関輸入申告価格を構成する場合、輸入企業は、税関修正申告を行うことで移転価格調整金を税関申告価格に反映し、追加の関税や輸入消費税を支払う必要があります。税関修正申告が漏れていた場合、税関事後調査等のタイミングで、不足納税額が発生しているとして過少申告加算税が課される可能性があり、注意が必要です。移転価格調整金の支払いに伴う加算税課税リスクを軽減するためには、速やかに税関修正申告を行うことが重要です。

本ニュースレターでは、遡及的に支払われた移転価格調整金に関する自主的な税関への開示と修正申告の必要性、及びその流れについてご説明します。

In detail

1. 移転価格調整金の関税上の取り扱い

移転価格調整は、関連会社間の取引価格が独立企業間価格であることを確保し、法人税の観点において適正な利益率を達成することを目的に、会計年度末等に行われることがあります。海外から商品を輸入し国内で販売する機能を有する販売会社が、遡及的に実施した移転価格調整の結果、海外の売手に一括の移転価格調整金を支払う場合、当該移転価格調整金は仕入原価として計上されることが一般的です。この場合、関税の観点では、当該移転価格調整金は、買手が売手に対して輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った「現実支払価格」の一部を構成すると判断されます。「現実支払価格」は税関輸入申告における申告価格となるため、対象年度の輸入申告価格を修正する必要があります。

2. 遠及的な移転価格調整の税関修正申告の流れと留意点

一括で支払われた移転価格調整金に関する税関修正申告では、適切な資料を整えて事前に税関当局へ申し出ることで、対象年度の輸入申告を全て修正することなく、特定の代表申告に移転価格調整金をまとめて加算することができます。一般的に以下の流れに沿って修正申告を提出する前の事前調整を行ったうえで、修正申告を進めます。

自主的な税関修正申告完了までの過程

- (1) 関係書類及びデータの収集
- (2) 修正申告方法の検討
- (3) 修正申告方法に関する税関へ事前内容確認、合意
- (4) 通関業者への指示連絡
- (5) 税関当局との事前合意内容に基づき正式な税関修正申告書の提出
- (6) 関連する追加税額の納税

事前に税関当局と合意した内容に基づき、通関業者等を通して修正申告を提出し、関連する追加納税額を納付すれば、移転価格調整金の支払いに伴う修正申告は正式に完了となります。

対象の輸入申告の件数や輸入商品の種類によっては、これら全てのプロセスを完了まで数ヶ月要することもあり、留意が必要です。その間に、税関事後調査の実施にかかる通知を受領した場合、過少申告加算税が課される可能性があります。したがって、移転価格調整金の支払い後、速やかに修正申告を完了させることが強く推奨されます。

また、移転価格調整金を支払った後に税関修正申告の検討を始める場合、必要なデータの収集に時間がかかることがあります。税関事後調査の通知を受領するタイミングを予知することは困難であるため、移転価格調整を行った場合の対応と税関修正申告のフローについて事前に理解し、可能な準備を進めておくことも推奨されます。

3. 未申告移転価格調整に伴う過少申告加算税の賦課

関税法における過少申告加算税は、納税申告(輸入申告)後、修正申告または更正がされた場合の追加納税額に対して課されます。納税申告額が過少であったことについて、「やむを得ない事由」があると認められる場合、過少申告加算税を控除する規定もありますが、移転価格調整金の支払いに伴う修正申告が速やかに完了できなかったことは「やむを得ない事由」に当たらないと考えられます。

過少申告加算税の賦課の決定及びその税率は修正申告等を行う時期によって異なります。

(1) 当初申告から事後調査通知日までに修正申告を完了: 加算税の賦課なし

事後調査が通知されるまでに自主的に移転価格調整金を開示し、修正申告を完了させた場合、過少申告加算税は課されません。

(2) 税関事後調査の通知を受領した日以降に修正申告(更正予知なし): 5%の過少申告加算税賦課

税関事後調査の通知を受ける前に修正申告が完了していない場合は、事前に申し出ていたとしても加算税が賦課されます。ただし、税関当局の具体的な調査がある前に自主的に事実を開示した場合は、過少申告加算税は本来の 10%から 5%に軽減されます。税関実地調査当日に開示する場合は、税関当局からの具体的な質問を受ける前に申し出ることが必要です。

(3) 更正を予知した後に修正申告: 10%の過少申告加算税賦課

税関当局の調査、申告書内容の検討、非違事項の指摘等により輸入者が具体的な税関の調査があつたことを理解した時点で、更正される可能性を予知しているとみなされます。したがって、税関当局による具体的な調査や質問がなされた後の修正申告は、原則、10%の過少申告加算税の対象となります。



なお、修正申告による納付税額が、当初申告税額と 50 万円のいずれか多い方の金額を超えていた場合、その差額分にさらに 5% の過少申告加算税(加重分)が課されます。

The takeaway

移転価格調整金は、年度末に一括で支払われると金額が大きくなることもあります。結果、加算税が課された場合の影響も大きくなることもあります。税関当局による過少申告加算税賦課のリスクを抑えるためには、移転価格調整後、速やかに自主修正申告を行うことが強く推奨されます。また、移転価格調整を行っている輸入企業はもとより、移転価格調整の導入を検討されている企業も、税関事後調査や税関修正申告手続きについて、事前に整理・検討しておくことが推奨されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email : jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/customs

パートナー

Robert Olson

シニアマネージャー

濱田 未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.